

各市町村介護保険主管課長  
地域密着型サービス外部評価機関の長 } 殿

岡山県子ども・福祉部長寿社会課長

認知症対応型共同生活介護事業所における外部評価  
(外部評価機関によるもの)の対応について(通知)

「岡山県地域密着型サービス評価実施要領」(以下「要領」という。)に基づき実施している認知症対応型共同生活介護事業所における外部評価で、実施回数を2年に1回とする要件については、令和5年度の取り扱いを下記のとおりとします。

ついては、市町村におかれましては、必要に応じて認知症対応型共同生活介護事業所に対し御周知願います。

記

1 外部評価の実施回数を2年に1回とする要件

(1) 要領2(4)で、「外部評価を5年間継続して実施している」としているが、新型コロナウイルス感染防止対策のため、外部評価を「**書面のみによる調査(※)**」により実施した場合は、やむを得ない事情によるものとし、5年間継続要件に該当していると判断できる。

一方、中止した場合(免除を受けた場合を除く。)は、継続要件を満たさないものとする。なお、外部評価機関は、書面のみによる調査(※)により評価をした場合は、外部評価結果(別紙4)の評価機関欄に【**書面のみによる調査**】と記載すること。

※「書面のみによる調査」とは、「事業所を訪問せず、書面(電話やインターネットなどの通信手段を併せて利用する場合を含む。)により調査すること」とする。

(2) 要領2(4)イで、「運営推進会議が、前年度に6回以上開催されていること。」としているが、事業所や地域の実情を勘案し、新型コロナウイルス感染防止対策のため、会議の開催を文書による情報提供・報告、延期又は中止等した場合は、やむを得ない事情によるものとし、回数を充たしたものとして要件を判断できる。

(3) 要領2(4)ウで、「運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。」としているが、事業所や地域の実情を勘案し、新型コロナウイルス感染防止対策のため、市町村職員等が出席できない場合は、やむを得ない事情によるものとし、出席したものとして要件を判断できる。

(次ページへ続く)

2 新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。）上の位置づけの変更後（令和 5 年 5 月 8 日以降）について

(1) 上記 1 (1) の取扱いについて、令和 5 年 5 月 8 日以降に実施の外部評価については、「書面のみによる調査」を認めません。

(2) 上記 1 (2) 及び (3) の取扱いについて、令和 5 年 5 月 1 日付け、厚生労働省事務連絡（別紙参照）のとおり、臨時的な措置は原則として、令和 5 年 5 月 7 日をもって終了します。

ただし、新型コロナ感染者（又はその疑いがある者）の発生やサービスの継続に必要な新型コロナの感染対策の実施等により、通常必要なサービスの提供に影響がある場合に限り、上記 1 (2) 及び (3) を認める臨時的な取扱いとしますので、ご留意願います。

### 3 対応一覧表

上記及び過去の通知を踏まえると、下記のとおりとなる。

令和 4 年度の外部評価	令和 5 年度の外部評価の対応	
	5 年継続要件を満たす	5 年継続要件を満たさない
未実施又は免除を受けた事業所	免除申請不可、外部評価実施	
令和 4 年度中に実施した事業所	免除申請可	免除申請不可、外部評価実施

(参考)

本通知は、「外部評価機関による外部評価」について記載したものであるが、別途「運営推進会議を活用した評価」を選択して実施することも可能である。この場合、実施回数を 2 年に 1 回とすることはできない。